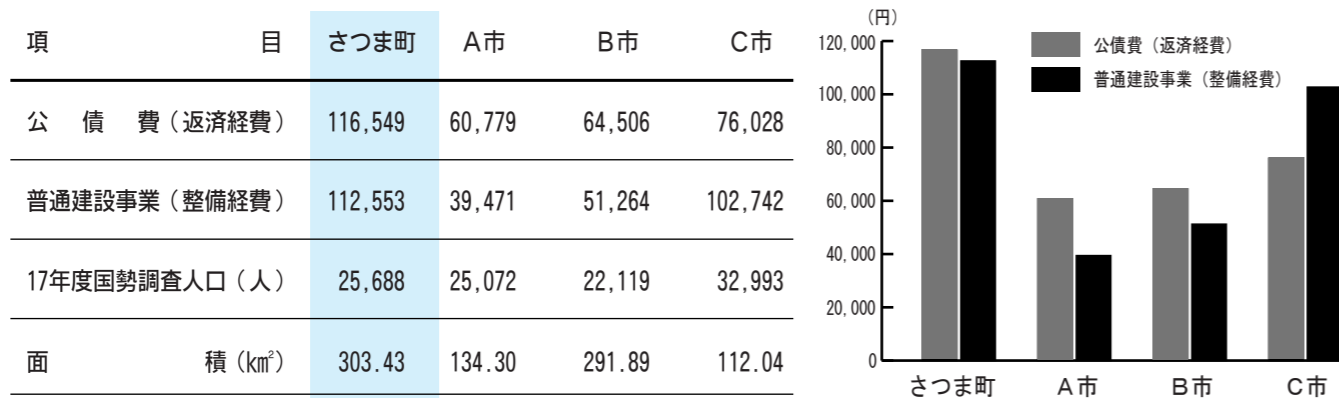


平成19年度さつま町の決算は、8ページ下の表のとおり、早期健全化基準を超えることはありませんでしたが、『実質公債費比率＝1年間の借金返済額の比率』において、借入れのための許可基準である18%を超えているため、平成18年度に『公債費負担適正化計画』をつくり、借入金（借金残）を減らす努力をしています。

■住民一人あたりの経費は？

平成18年度さつま町の住民一人あたりの経費は、町が返済する経費（公債費）が12万円で、町道などを整備する経費（普通建設事業）が11万円程となっています。これは、規模の似た隣接する市などと比べ、約2倍と高い数字を示しています。

平成18年度住民一人あたりの経費（単位：円）



レッドカード（赤信号）をもらうと、町の自由な提案や計画の実施ができなくなってしまいます。



■早期健全化団体になると？

財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

■財政再生団体になると？

財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなります。総務大臣の許可が得られなければ地方債の起債が出来なくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

■計画の実施状況は？

計画の実施状況は毎年9月30日までに公表されます。取り組みが不十分な場合は、健全化段階では国または県が、市町村に対し必要な勧告を行うこととなります。財政再生段階においては国が、地方公共団体に対し予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになります。



■議会や監査委員との関係は？

財政健全化法では、議会や監査委員の役割が重要になります。

- 各指標の数値は、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、公表しなければなりません。
- 早期健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定する際には、議会が議決し、住民に公表されます。また、その実施状況を毎年議会に報告し、公表しなければなりません。
- 早期健全化団体・財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について外部監査を受けなければなりません。

みんなで、よ～く見てみよう



■財政健全化法とは？

今回の財政健全化法では、「早期健全化＝黄信号」と「財政再生＝赤信号」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計（国民健康保険事業など）や企業会計（水道事業など）も併せた決算により町の財政状況をより明らかにしようとするものです。

■財政の健全度を判断するには？

4つの指標（成績）で判断

(1) 実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

普通会計（一般会計）の実質赤字が標準財政規模に占める割合

●家計にたとえると・・・

お父さんだけの1年間の損失（赤字）が家族の年収に占める割合

(2) 連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

町の全会計（一般会計＋特別会計）の赤字が標準財政規模に占める割合

●家計にたとえると・・・

お父さんやお母さんなど家族全員の1年間の損失が家族の年収に占める割合

(3) 実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

町の一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

●家計にたとえると・・・

家族全員の1年間の借金返済が家族の年収に占める割合

(4) 将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

町の一般会計等の将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

●家計にたとえると・・・

将来にわたり家族全員が払う借金総額が家族の年収に占める割合

※標準財政規模：町が1年間に自由に使える財源（お金）の標準的な規模を表します。

家計が赤字にならないようにすることはもちろん、毎月どれ位ローンを返すことができるのか家族で考えることが、大切なんだネ！



借入れは、家族の将来計画を立ててから！



財政再生基準 （国の管理下で再建）		赤信号	20.00%	30.00%	35.0%	—
早期健全化基準 （財政健全化計画を策定）		黄信号	13.54%	18.54%	25.0%	350.0%
さつま町の指標（成績） （平成19年度決算見込み）			—	—	19.5%	132.0%
市町村 （地方自治体）	普通会計 （一般会計）	実質赤字比率	↑	↑	↑	↑
	公営事業 （国保事業特別会計） （水道事業特別会計） （そのた特別会計）					
	一部事務組合・広域連合 （県後期高齢者医療広域連合など）	連結実質赤字比率	↑	↑	↑	↑
	地方公社・第三セクター （町土地開発公社など）					
					実質公債費比率	
						将来負担比率

※早期健全化基準は、さつま町の基準であり、市町村の財政規模に応じて異なります。



県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標（成績）の公表が法律で、義務付けられました。また、平成20年度決算からは基準を超える団体は計画をつくり、早急に改善に取り組みなければなりません。

『まちの財政健全化』の基準が示されました（財政健全化法ができました）